



# 鳥取県公報

令和8年3月27日（金）  
号外第21号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|       |   |
|-------|---|
| ◇ 条 例 | 鳥取県基金条例の一部を改正する条例（5）（財政課）・・・・・・・・・・ 9         |
|       | 鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例            |
|       | （6）（行政監察・法人指導課）・・・・・・・・・・ 14                  |
|       | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（7）（人事企画課）・・・・ 15    |
|       | 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（8）（〃）・・・・・・・・・・ 17        |
|       | 鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（9）（〃）・・・・・・・・・・ 18        |
|       | 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例          |
|       | （10）（市町村課）・・・・・・・・・・ 20                       |
|       | 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例                  |
|       | （11）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 21                     |
|       | 鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例（12）（〃）・・・・・・・・・・ 22     |
|       | 鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例（13）（子育て王国課）・・・・ 24 |
|       | 鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例（14）（くらしの安心推進課）・・・・ 28     |
|       | 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                 |
|       | （15）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 31                      |
|       | 鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例                 |
|       | （16）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 32                    |
|       | 鳥取県採石条例の一部を改正する条例（17）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 35     |
|       | 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例                |
|       | （18）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 36                      |
|       | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                        |
|       | （19）（教育委員会事務局教育人材開発課）・・・・・・・・・・ 39            |

公布された条例のあらまし

◇鳥取県基金条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 県内における産業集積の形成及び活性化並びに地場産業の付加価値の向上のための施策に要する費用に充てるため、新たな基金を設置する。
- (2) 設置目的に定める事業が終了したこと等により設置が不要となった基金を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に必要な事項を定める。

| 名称        | 設置目的   |
|-----------|--|
| 鳥取県地域未来基金 | 県内における産業集積の形成及び活性化並びに地場産業の付加価値の向上のための施策に要する費用に充てること。 |

- (2) 次の基金を廃止する。
  - ア 鳥取県ねんりんピック基金
  - イ 鳥取県原子力防災対策基金
- (3) 施行期日は、公布の日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。
  - ア (1)に関する事項 令和8年4月1日
  - イ (2)イに関する事項 令和8年6月1日

◇鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

公益信託ニ関スル法律の全部が改正され、公益信託において行政庁による認可制度が創設されたことにより、鳥取県公益認定等審議会が当該認可に係る諮問機関とされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県公益認定等審議会条例の一部改正
  - 鳥取県公益認定等審議会の委員に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を加える。
- (2) 鳥取県附属機関条例の一部改正
  - 鳥取県公益認定等審議会の調査審議する事項に公益信託認可の申請に係る処分に関する事項を追加する。
- (3) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員が従事する原子力発電所の立入調査業務及び看護師等が従事する深夜において行われる看護等の業務の特殊性に鑑み、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 放射線取扱手当を放射線取扱等業務手当に改め、支給対象に原子力発電所の立入調査（人事委員会が定めるものに限る。）に従事したときを加える。
- (2) 月に8回を超えて深夜における勤務を行った場合の夜間看護手当の額を次のとおり引き上げる。
  - ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 勤務1回当たり4,150円（現行 勤務1回当たり3,550円）
  - イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 勤務1回当たり3,700円（現行 勤務1回当たり3,100円）
- (3) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を定める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

| 区 分                      | 定 数    |        |
|--------------------------|--------|--------|
|                          | 改正後    | 現 行    |
| 知事の事務部局の職員               | 2,839人 | 2,837人 |
| 一般会計支弁に係る職員              | 2,829人 | 2,827人 |
| 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 | 2,225人 | 2,226人 |
| 県立学校の職員以外の職員             | 190人   | 191人   |
| 企業局の職員                   | 47人    | 48人    |
| 県費負担教職員                  | 3,940人 | 3,978人 |

(2) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

人口減少社会に立ち向かう体制を整備するため、政策統轄総局及び令和の改新戦略本部を再編する。

2 条例の概要

(1) 政策統轄総局を廃止し、人口戦略推進本部を設置する。

(2) 人口戦略推進本部は、次の事務を所掌する。

ア 人口減少対策に関する事項

イ 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項

ウ 産業集積の形成及び活性化に関する総合的な施策の調整に関する事項

(3) 政策統轄総局の所掌から令和の改新戦略本部に県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項並びに県民の社会参加活動の推進に関する事項を移管する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務を迅速に処理するため、当該事務の一部を市町に移譲する。

2 条例の概要

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくクマの捕獲等の許可等に係る事務を処理する市町村等に米子市、西伯郡大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日野町及び江府町を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）の一部が改正され、省令に規定する濫用等のおそれのある医薬品に係る制度が廃止され、法に新たに指定濫用防止医薬品に

係る制度の規定が設けられることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) この条例において「濫用等のおそれのある医薬品」とは、法に規定する指定濫用防止医薬品及びこれと同等に過剰な摂取により人の精神に作用を及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある医薬品（現行 省令に規定する濫用等のおそれのある医薬品及びこれと同等に過剰な摂取により人の精神に作用を及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある医薬品）をいうこととする。
- (2) 施行期日は、令和8年5月1日とする。

### ◇鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例

#### 1 条例の改正理由

子ども・子育て支援法の一部が改正され、子ども・子育て支援金制度が創設されるとともに、国民健康保険法の一部が改正され、県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金について、新たに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用が含まれるものとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

#### 2 条例の概要

- (1) 県が年度ごとに市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の算定方法について、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関する事項を定める。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とするイに関する事項を除き、令和8年4月1日とする。
  - イ 改正後の鳥取県国民健康保険条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。

### ◇鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 条例の改正理由

- (1) 児童福祉法の一部が改正され、地域限定保育士の資格が創設されるとともに、地域限定保育士登録を受けている者は、当該地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り、業として児童の保育等を行うことができるものとされたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 児童福祉法の一部が改正され、都道府県又は指定都市が保育士の確保のための措置を講じてもおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいときは、内閣総理大臣の認定を受けることにより地域限定保育士試験を実施することができることとされたこと等に伴い、新たに手数料を徴収する。

#### 2 条例の概要

##### (1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正

乳児院、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設に置かなければならない職員のうちの保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

##### (2) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正

児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業を行う事業所並びに障害児入所施設に置かなければならない保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

##### (3) 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正

認定こども園に置かなければならない保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

##### (4) 鳥取県一時保護施設に関する条例の一部改正

ア 一時保護施設に置かなければならない保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

##### (5) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

(ア) 地域限定保育士試験の実施に関する事務

- a 筆記試験及び実技試験の全部を免除するもの 1件につき2,400円

- b その他のもの 1件につき12,700円
  - (イ) 地域限定保育士試験に合格したことを証する書類の再交付 1件につき650円
  - (ウ) 地域限定保育士の登録 1件につき4,200円
  - (エ) 地域限定保育士登録証の書換え交付 1件につき1,600円
  - (オ) 地域限定保育士登録証の再交付 1件につき1,100円
- イ 知事の指定する者に地域限定保育士試験の実施に関する事務を行わせる場合における地域限定保育士試験の実施に関する事務の手数料について、当該地域限定保育士試験の実施に関する事務を行う者に納めなければならないものとする。
- (6) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

食品衛生法施行規則の一部が改正され、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業について、条例で施設基準を定めるに当たり参酌すべき基準が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合の施設基準は、次のとおりとする。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

(2) 知事は、許可営業者が全自動調理機により営業を行う者であるときは、当該全自動調理機ごとに許可標識を交付するものとし、許可営業者は、自らが許可営業者であることを客に示すため、交付された許可標識をその営業に使用する全ての全自動調理機の見やすい箇所に貼り付けることとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県営住宅の町への無償譲渡に伴い、県営住宅を廃止する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

| 名称      | 位置         | 廃止の理由    |
|---------|------------|----------|
| 土師百井団地  | 八頭郡八頭町土師百井 | 八頭町へ無償譲渡 |
| 栄第1団地   | 東伯郡北栄町亀谷   | 北栄町へ無償譲渡 |
| 浜の上第1団地 | 西伯郡大山町御崎   | 大山町へ無償譲渡 |
| 伯南第1団地  | 日野郡日南町三栄   | 日南町へ無償譲渡 |

|        |         |  |
|--------|---------|--|
| 伯南第2団地 | 日野郡日南町霞 |  |
|--------|---------|--|

(2) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

土地改良法の一部が改正され、市町村が機構関連事業を行うことができる事業主体に追加されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 市町村営機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき、農地中間管理機構に農地中間管理権を設定等した者が、当該市町村営機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、工事を完了した旨の公告があった日の属する年度の翌年度の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につき目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合等は、その者から特別徴収金を徴収するものとし、その額は県営土地改良事業に係る特別徴収金の額に準じるものとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県採石条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

採石業者における情報通信技術の効果的な活用が妨げられないようにするため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 採石認可の基準のうち採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項について、火薬を使用するときに、あらかじめ定めた危険区域に係者以外への進入を防止する措置として、見張人の配置以外の方法も認めることとする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「県内学校」という。）における教員の確保及び質の向上に資するため、鳥取大学において教員の免許状の授与の所要資格を得ようとする者（県内学校の教員を確保するために設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内学校において教員の業務に従事しようとするものに対して、新たに教員養成奨学金を貸し付けることに伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について定める。

2 条例の概要

(1) 教員養成奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を次のとおり定める。

| 免除の条件   | 免除の範囲 |
|---|-------|
| ア 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。 | 債務の全部 |
| イ 県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。                                   |       |

|   |           |
|---|-----------|
| ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事することができなくなったとき。 | 債務の全部又は一部 |
|---|-----------|

(2) 施行期日は、令和9年4月1日とする。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 産業教育に従事する人材を確保するため、高等学校において農業、水産、工業等の実習を伴う科目を主として担任する教員及び実習助手に対して産業教育手当を支給することに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 公立学校に新たに研修主事等を置くこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

次に掲げる場合に産業教育手当を支給することとし、その月額は18,000円（定時制通信教育手当の支給を受ける者である場合は、11,000円）とする。

ア 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く高等学校の教員であって高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習、商船若しくは商船実習の教諭等の免許状を有する者等が、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する場合

イ アの高等学校の実習助手であって人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合

(2) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 高等学校において行われる実習に係る業務（科目の特殊性に基づき特に必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに教員特殊業務手当を支給することとし、その額は当該業務に従事した日1日につき300円とする。

イ (1)に伴い、次に掲げる特殊勤務手当を廃止する。

(ア) 倉吉農業高等学校に勤務する職員が種雄牛馬等の自然交配等の準備のため種雄牛馬等を御する作業に従事した場合等に支給する種雄牛馬等取扱手当

(イ) 職員が高所で行う実習の指導の業務に従事した場合に支給する特殊現場作業手当

(ウ) 農場等の管理業務等のうち勤務時間が割り振られている日（休日等に当たる日を除く。）の午後8時から翌日の午前8時までの間又は週休日若しくは休日等に行われるものに従事した場合に支給する教員特殊業務手当

ウ 教員特殊業務手当の額を次のとおり引き上げる。

(ア) 部活動における児童等に対する指導業務で週休日等に行うもの

- a 業務に従事した時間が1時間以上2時間未満である場合 1,300円（現行 900円）
- b 業務に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 2,600円（現行 1,800円）
- c 業務に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 3,900円（現行 2,700円）
- d 業務に従事した時間が4時間以上5時間未満である場合 5,200円（現行 3,600円）
- e 業務に従事した時間が5時間以上6時間未満である場合 6,500円（現行 4,500円）
- f 業務に従事した時間が6時間以上である場合 7,800円（現行 5,400円）

(イ) 入学者選抜における採点等の業務で週休日等に行うもの 業務に従事した日1日につき1,300円（現行 900円）

エ 夜間定時制業務兼務手当の額を授業1時間につき1,300円（現行 授業1時間につき600円）とする。

オ 教育業務連絡指導手当の支給対象となる業務に、次に掲げる公立学校の区分に応じ、それぞれに定める

教育に関する業務に係る連絡調整等に当たる主任等を加える。

(ア) 小学校、中学校又は義務教育学校、高等学校及び特別支援学校 研修主事

(イ) 小学校 生徒指導主事

カ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

職員の給与に関する条例の規定中産業教育手当の支給に関する規定は、特定任期付職員に適用しないものとする。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第5号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後                   |   |   |                        |                      | 改 正 前                   |   |   |                        |                      |
|-------------------------|---|---|------------------------|----------------------|-------------------------|---|---|------------------------|----------------------|
| 別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係） |   |   |                        |                      | 別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係） |   |   |                        |                      |
| 名称                      | 設置目的  | 積立  | 運用益金の整理又は処理            | 処分事由                 | 名称                      | 設置目的  | 積立  | 運用益金の整理又は処理            | 処分事由                 |
| 略                       |   |   |                        |                      | 略                       |   |   |                        |                      |
| 29 鳥取県臨時財政対策債償還基金       | 地方<br>財政法<br>(昭和<br>23年法<br>律第<br>109<br>号)第<br>33条の<br>5の2<br>第1項<br>に規定<br>する地<br>方債<br>(以下<br>「臨時<br>財政対<br>策債」<br>とい<br>う。)<br>の償還<br>に必要<br>な財源<br>を確保<br>し、県<br>財政の<br>健全な<br>運営に | 一<br>般<br>会<br>計<br>歳<br>入<br>歳<br>出<br>予<br>算<br>に<br>定<br>め<br>る<br>額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立 | 臨時財政対策債の償還の財源に充てるとき。 | 29 鳥取県臨時財政対策債償還基金       | 地方<br>財政法<br>(昭和<br>23年法<br>律第<br>109<br>号)第<br>33条の<br>5の2<br>第1項<br>に規定<br>する地<br>方債<br>(以下<br>「臨時<br>財政対<br>策債」<br>とい<br>う。)<br>の償還<br>に必要<br>な財源<br>を確保<br>し、県<br>財政の<br>健全な<br>運営に | 一<br>般<br>会<br>計<br>歳<br>入<br>歳<br>出<br>予<br>算<br>に<br>定<br>め<br>る<br>額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立 | 臨時財政対策債の償還の財源に充てるとき。 |

|    |        |  |  |  |  |   |  |   |  |  |
|----|--------|--|--|--|--|---|--|---|--|--|
|    | 資すること。 |  |  |  |  | 資すること。                                      |  |   |  |  |
|    |        |  |  |  |  | 30 鳥<br>取<br>県<br>ねん<br>りん<br>ピッ<br>ク基<br>金 | 令和<br>6年度<br>に鳥取<br>県にお<br>いて全<br>国健康<br>福祉祭<br>を開催<br>するた<br>めに必<br>要な経<br>費に充<br>てるこ<br>と。 | 一<br>般会<br>計歳<br>入歳<br>出予<br>算に<br>定め<br>る額 | (1) 一般<br>会計歳入<br>歳出予算<br>に計上し<br>て、当該<br>基金の設<br>置目的を<br>達成する<br>ために必<br>要な経費<br>の財源に<br>充当<br>(2) (1)<br>のほか、<br>一般会計<br>歳入歳出<br>予算に計<br>上して基<br>金に積立<br>て | 当該基<br>金の設置<br>目的を達<br>成するた<br>めに必要<br>な経費の<br>財源に充<br>てるとき。 |
| 30 | 略      |  |  |  |  | 31  | 略  |   |  |  |
| 31 | 略      |  |  |  |  | 32  | 略  |   |  |  |
| 32 | 略      |  |  |  |  | 33  | 略  |   |  |  |
| 33 | 略      |  |  |  |  | 34  | 略  |   |  |  |
| 34 | 略      |  |  |  |  | 35  | 略  |   |  |  |

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改正後  |  |                                 |   |   | 改正前  |  |                                 |   |   |
|--|--|---------------------------------|---|---|--|--|---------------------------------|---|---|
| 別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)   |  |                                 |   |   | 別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)   |  |                                 |   |   |
| 名称   | 設置目的   | 積立                              | 運用益金の整理又は処理                             | 処分事由  | 名称   | 設置目的   | 積立                              | 運用益金の整理又は処理                             | 処分事由  |
| 略  |  |                                 |   |   | 略  |  |                                 |   |   |
| 35 鳥<br>取<br>県<br>犯<br>罪<br>被<br>害<br>者<br>等<br>支<br>援<br>基<br>金 | 鳥取<br>県犯<br>罪被<br>害者<br>等<br>に<br>対<br>す<br>る<br>支<br>援<br>金<br>の<br>交<br>付<br>に | 一<br>般<br>会<br>計<br>歳<br>入<br>歳 | 一般会計歳<br>入歳出予算<br>に計上して<br>当該基金に<br>積立て | (1) 当<br>該基金<br>の設置<br>目的を<br>達成す<br>るため<br>に必要 | 35 鳥<br>取<br>県<br>犯<br>罪<br>被<br>害<br>者<br>等<br>支<br>援<br>基<br>金 | 鳥取<br>県犯<br>罪被<br>害者<br>等<br>に<br>対<br>す<br>る<br>支<br>援<br>金<br>の<br>交<br>付<br>に | 一<br>般<br>会<br>計<br>歳<br>入<br>歳 | 一般会計歳<br>入歳出予算<br>に計上して<br>当該基金に<br>積立て | (1) 当<br>該基金<br>の設置<br>目的を<br>達成す<br>るため<br>に必要 |

|   |   |   |  |  |   |  |  |
|---|---|---|--|--|---|--|--|
|   | <p>関する<br/>条 例<br/>(令和<br/>8年鳥<br/>取県条<br/>例第4<br/>号)第<br/>3条第<br/>1項各<br/>号に規<br/>定する<br/>支援金<br/>の交付<br/>に要す<br/>る経費<br/>に充て<br/>ること。</p> | <p>出<br/>予<br/>算<br/>に<br/>定<br/>め<br/>る<br/>額</p>          | <p>な経費<br/>の財源<br/>に充て<br/>るとき。<br/>(2) 鳥<br/>取県犯<br/>罪被害<br/>者等<br/>に<br/>対<br/>す<br/>る<br/>支<br/>援<br/>金<br/>の<br/>交<br/>付<br/>に<br/>関<br/>す<br/>る<br/>条<br/>例<br/>第<br/>6<br/>条<br/>第<br/>5<br/>項<br/>の<br/>規<br/>定<br/>に<br/>よ<br/>る<br/>返<br/>還<br/>の<br/>財<br/>源<br/>に<br/>充<br/>て<br/>る<br/>とき。</p> |  | <p>関する<br/>条 例<br/>(令和<br/>8年鳥<br/>取県条<br/>例第4<br/>号)第<br/>3条第<br/>1項各<br/>号に規<br/>定する<br/>支援金<br/>の交付<br/>に要す<br/>る経費<br/>に充て<br/>ること。</p> | <p>出<br/>予<br/>算<br/>に<br/>定<br/>め<br/>る<br/>額</p> | <p>な経費<br/>の財源<br/>に充て<br/>るとき。<br/>(2) 鳥<br/>取県犯<br/>罪被害<br/>者等<br/>に<br/>対<br/>す<br/>る<br/>支<br/>援<br/>金<br/>の<br/>交<br/>付<br/>に<br/>関<br/>す<br/>る<br/>条<br/>例<br/>第<br/>6<br/>条<br/>第<br/>5<br/>項<br/>の<br/>規<br/>定<br/>に<br/>よ<br/>る<br/>返<br/>還<br/>の<br/>財<br/>源<br/>に<br/>充<br/>て<br/>る<br/>とき。</p> |
| <p>36 鳥<br/>取県<br/>地域<br/>未来<br/>基金</p> | <p>県内<br/>におけ<br/>る産業<br/>集積の<br/>形成及<br/>び活性<br/>化並び<br/>に地場<br/>産業の<br/>付加価<br/>値の向<br/>上のため<br/>の施策<br/>に要す<br/>る費用<br/>に充て<br/>ること。</p> | <p>一 一般<br/>会計<br/>歳入<br/>歳出<br/>予算<br/>に定<br/>める<br/>額</p> | <p>(1) 一般<br/>会計歳入<br/>歳出予算<br/>に計上し<br/>て、当該<br/>基金の設<br/>置目的を<br/>達成する<br/>ために必<br/>要な経費<br/>の財源に<br/>充当<br/>(2) (1)<br/>のほか、<br/>一般会計<br/>歳入歳出<br/>予算に計<br/>上して基<br/>金に積立<br/>て</p>   | <p>当該基<br/>金の設置<br/>目的を達<br/>成するた<br/>めに必要<br/>な経費の<br/>財源に充<br/>てるとき。</p> |   |  |  |

第3条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す

る。

| 改正後                      |   |                 |   |                                  | 改正前                      |   |                 |                         |                                  |
|--------------------------|---|-----------------|---|----------------------------------|--------------------------|---|-----------------|-------------------------|----------------------------------|
| 別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係) |   |                 |   |                                  | 別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係) |   |                 |                         |                                  |
| 名称                       | 設置目的  | 積立              | 運用益金の整理又は処理                                     | 処分事由                             | 名称                       | 設置目的  | 積立              | 運用益金の整理又は処理             | 処分事由                             |
| 略                        |   |                 |   |                                  | 略                        |   |                 |                         |                                  |
| 23 鳥取県未来人材育成基金           | 県内外の産業界の協力を得て、奨学金の返還支援事業を行うことにより、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て                         | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 | 23 鳥取県未来人材育成基金           | 県内外の産業界の協力を得て、奨学金の返還支援事業を行うことにより、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 |
| 24 鳥取県原子力防災対策基金          | 島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること。  | 一般会計歳入歳出予算に定    | (1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充 | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 |                          |   |                 |                         |                                  |



鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第6号**

鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

(鳥取県公益認定等審議会条例の一部改正)

第1条 鳥取県公益認定等審議会条例(平成20年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。)に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>2・3 略</p> |

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |          |   |  |                                 |  |   |  |  |    |          |   |  |                                 |  |   |  |
|--|--|----------|---|--|---------------------------------|--|---|--|--|----|----------|---|--|---------------------------------|--|---|--|
| <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取<br/>県公<br/>益認<br/>定等<br/>審議<br/>会</td> <td> <p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p> <p><b>(3) 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第38条において準用する同法第34条第1項及び第3項に規定する事項</b></p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称   | 調査審議する事項 | 略 |  | 鳥取<br>県公<br>益認<br>定等<br>審議<br>会 | <p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p> <p><b>(3) 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第38条において準用する同法第34条第1項及び第3項に規定する事項</b></p> | 略 |  | <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取<br/>県公<br/>益認<br/>定等<br/>審議<br/>会</td> <td> <p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 調査審議する事項 | 略 |  | 鳥取<br>県公<br>益認<br>定等<br>審議<br>会 | <p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p> | 略 |  |
| 名称   | 調査審議する事項   |          |   |  |                                 |  |   |  |  |    |          |   |  |                                 |  |   |  |
| 略  |  |          |   |  |                                 |  |   |  |  |    |          |   |  |                                 |  |   |  |
| 鳥取<br>県公<br>益認<br>定等<br>審議<br>会  | <p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p> <p><b>(3) 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第38条において準用する同法第34条第1項及び第3項に規定する事項</b></p> |          |   |  |                                 |  |   |  |  |    |          |   |  |                                 |  |   |  |
| 略  |  |          |   |  |                                 |  |   |  |  |    |          |   |  |                                 |  |   |  |
| 名称   | 調査審議する事項   |          |   |  |                                 |  |   |  |  |    |          |   |  |                                 |  |   |  |
| 略  |  |          |   |  |                                 |  |   |  |  |    |          |   |  |                                 |  |   |  |
| 鳥取<br>県公<br>益認<br>定等<br>審議<br>会  | <p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p>   |          |   |  |                                 |  |   |  |  |    |          |   |  |                                 |  |   |  |
| 略  |  |          |   |  |                                 |  |   |  |  |    |          |   |  |                                 |  |   |  |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第7号**

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>放射線取扱等業務手当</u></p> <p>(5)～(23) 略</p> <p><u>(放射線取扱等業務手当)</u></p> <p>第6条 <u>放射線取扱等業務手当</u>は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 職員が原子力発電所の立入調査（人事委員会が定めるものに限る。）に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第3号及び第4号の業務 職員が業務に従事した日1日につき300円</p> <p>(夜間看護手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（同項の看護師及び准看護師以外の職員のうち人事委員会が定める職員にあっては、当該額の100分の80に相当する額）とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円 <u>（当該勤務の前の当該月におけるこの号及び次号の勤務の回数の合計（次号において「既勤務回数」という。）が8以上である場合にあっては、4,150円）</u></p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円 <u>（既勤務回数が8以上である場合にあっては、3,700円）</u></p> <p>(3) 略</p> | <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>放射線取扱手当</u></p> <p>(5)～(23) 略</p> <p><u>(放射線取扱手当)</u></p> <p>第6条 <u>放射線取扱手当</u>は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第3号の業務 職員が業務に従事した日1日につき300円</p> <p>(夜間看護手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（同項の看護師及び准看護師以外の職員のうち人事委員会が定める職員にあっては、当該額の100分の80に相当する額）とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円</p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円</p> <p>(3) 略</p> |

3 略

3 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第8号**

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,839人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,829人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,225人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>190人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>47人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>3,940人</u></p> <p>2 略</p> | <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,837人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,827人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,226人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>191人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>48人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>3,978人</u></p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第9号**

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部</u>を置く。</p> <p><u>人口戦略推進本部</u><br/>                     令和の改新戦略本部<br/>                     輝く鳥取創造本部<br/>                     男女協働未来創造本部<br/>                     総務部<br/>                     危機管理部<br/>                     地域社会振興部<br/>                     福祉保健部<br/>                     子ども家庭部<br/>                     生活環境部<br/>                     商工労働部<br/>                     農林水産部<br/>                     県土整備部</p> <p>(<u>人口戦略推進本部の所掌事務</u>)</p> <p>第3条 <u>人口戦略推進本部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略<br/>                     (2) 略</p> <p>(3) <u>産業集積の形成及び活性化に関する総合的な施策の調整に関する事項</u></p> <p>(令和の改新戦略本部の所掌事務)</p> <p>第4条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> | <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。</p> <p><u>政策統轄総局</u><br/>                     令和の改新戦略本部<br/>                     輝く鳥取創造本部<br/>                     男女協働未来創造本部<br/>                     総務部<br/>                     危機管理部<br/>                     地域社会振興部<br/>                     福祉保健部<br/>                     子ども家庭部<br/>                     生活環境部<br/>                     商工労働部<br/>                     農林水産部<br/>                     県土整備部</p> <p>(<u>政策統轄総局の所掌事務</u>)</p> <p>第3条 <u>政策統轄総局</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p>(2) 略<br/>                     (3) 略<br/>                     (4) <u>県民の社会参加活動の推進に関する事項</u></p> <p>(令和の改新戦略本部の所掌事務)</p> <p>第4条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>令和の改新の推進に関する事項</u></p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(1) <u>県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>県民の社会参加活動の推進に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第7条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) その他他の<u>部</u>の所掌に属しない事項</p> <p>(政策統轄監)</p> <p>第16条 <u>人口戦略推進本部</u>を所掌させるとともに、<u>各部</u>の政策を統轄し、官民の協働により喫緊の行政課題に機動的に対応するため、政策統轄監を置く。</p> <p>2～5 略</p> <p>(部長)</p> <p>第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>部</u>にそれぞれその長（以下「<u>部長</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>部長</u>は、前項の事務を処理するとともに、<u>部</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>部長</u>は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(部以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第18条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を<u>部</u>の外に置く。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第7条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) その他他の<u>部局</u>の所掌に属しない事項</p> <p>(政策統轄監)</p> <p>第16条 <u>政策統轄総局</u>を所掌させるとともに、<u>各部局</u>の政策を統轄し、官民の協働により喫緊の行政課題に機動的に対応するため、政策統轄監を置く。</p> <p>2～5 略</p> <p>(部局長)</p> <p>第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>部局</u>にそれぞれその長（以下「<u>部局長</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>部局長</u>は、前項の事務を処理するとともに、<u>部局</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(部局以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第18条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を<u>部局</u>の外に置く。</p> <p>2・3 略</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第10号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  |                     | 改 正 前  |   |
|--|---------------------|--|---|
| 別表（第2条関係）  |                     | 別表（第2条関係）  |   |
| 事務   | 市町村等                | 事務   | 市町村等                                      |
| 略  |                     | 略  |   |
| 28 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>(1)～(19) 略                     | <u>各市町（境港市を除く。）</u> | 28 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>(1)～(19) 略                     | <u>鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡の町及び日野郡日南町</u> |
| 29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの | <u>各市町（境港市を除く。）</u> | 29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの | <u>鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡の町及び日野郡日南町</u> |
| 略  |                     | 略  |   |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表28の項及び29の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第11号**

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(定義)<br/>第2条 略<br/>2 この条例において、「濫用等のおそれのある医薬品」とは、次に掲げる物をいう。<br/>(1) <u>医薬品医療機器等法第36条の11第1項に規定する指定濫用防止医薬品</u><br/><br/>(2) 略</p> | <p>(定義)<br/>第2条 略<br/>2 この条例において、「濫用等のおそれのある医薬品」とは、次に掲げる物をいう。<br/>(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の2に規定する濫用等のおそれのある医薬品</u><br/><br/>(2) 略</p> |

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第12号**

鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 国民健康保険事業費納付金</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p><u>第5節 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額（第23条—第26条）</u></p> <p>第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金（<u>第27条—第29条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（知事が定める数の告示）</p> <p>第8条 知事は、次条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条、<u>第22条、第23条及び第26条</u>の規定により数を定めるときは、当該数を告示するものとする。</p> <p>（介護納付金納付金被保険者均等割指数）</p> <p>第22条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第5節 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額</u></p> <p>（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）</p> <p><u>第23条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）</p> <p><u>第24条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 国民健康保険事業費納付金</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金（<u>第23条—第25条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第26条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（知事が定める数の告示）</p> <p>第8条 知事は、次条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条<u>及び第22条</u>の規定により数を定めるときは、当該数を告示するものとする。</p> <p>（介護納付金納付金被保険者均等割指数）</p> <p>第22条 略</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p><u>令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</u></p> <p><u>第25条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)</u></p> <p><u>第26条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲において、施行令第29条の7第5項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。</u></p> <p>(交付金の交付の要件)</p> <p><u>第27条 略</u></p> <p>(拠出金の額等)</p> <p><u>第28条 略</u></p> <p>(拠出金の納付期限の延長)</p> <p><u>第29条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第30条 略</u></p> | <p>(交付金の交付の要件)</p> <p><u>第23条 略</u></p> <p>(拠出金の額等)</p> <p><u>第24条 略</u></p> <p>(拠出金の納付期限の延長)</p> <p><u>第25条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第26条 略</u></p> |
|---|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 改正後の鳥取県国民健康保険条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第13号**

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「保健師等」という。)のうち1人を保育士<u>(鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。)</u>とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>3～9 略</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「保健師等」という。)のうち1人を保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>3～9 略</p> |

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |    |        |  |   |    |    |        |  |
|---|--|----|--------|--|---|----|----|--------|--|
| <p>別表第1(第6条関係)</p> <p>1 児童発達支援</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">従業者の配置</td> <td>                     1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。<br/>                     (1) 次に掲げる従業者を置くこと。<br/>                     ア 略<br/>                     イ 児童指導員又は保育士<br/> <u>(鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。)</u> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分   | 基準 | 従業者の配置 | 1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。<br>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。<br>ア 略<br>イ 児童指導員又は保育士<br><u>(鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。)</u> | <p>別表第1(第6条関係)</p> <p>1 児童発達支援</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">従業者の配置</td> <td>                     1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。<br/>                     (1) 次に掲げる従業者を置くこと。<br/>                     ア 略<br/>                     イ 児童指導員又は保育士                 </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 基準 | 従業者の配置 | 1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。<br>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。<br>ア 略<br>イ 児童指導員又は保育士 |
| 区分  | 基準   |    |        |  |   |    |    |        |  |
| 従業者の配置  | 1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。<br>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。<br>ア 略<br>イ 児童指導員又は保育士<br><u>(鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。)</u> |    |        |  |   |    |    |        |  |
| 区分  | 基準   |    |        |  |   |    |    |        |  |
| 従業者の配置  | 1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。<br>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。<br>ア 略<br>イ 児童指導員又は保育士                                       |    |        |  |   |    |    |        |  |

|                                      |                             |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| 下同じ。)<br>ウ・エ 略<br>(2)～(4) 略<br>2～6 略 | ウ・エ 略<br>(2)～(4) 略<br>2～6 略 |
| 略                                    | 略                           |
| 2～4 略                                | 2～4 略                       |

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| 附 則  | 附 則   |
| 第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士 <u>（鳥取県の区域に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）</u> の資格を有する者については、令和12年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。<br>2～4 略 | 第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和12年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。<br>2～4 略 |

(鳥取県一時保護施設に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県一時保護施設に関する条例（令和7年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |    |       |  |  |    |    |       |   |
|---|--|----|-------|--|--|----|----|-------|---|
| 別表（第3条関係）   | 別表（第3条関係）  |    |       |  |  |    |    |       |   |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td>                             1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として知事が別に定める場合にあつては、学習指導員又は調理員を置かないことができる。<br/>                             (1)・(2) 略<br/>                             (3) 児童指導員又は保育士<br/> <u>（鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。）</u> </td> </tr> </tbody> </table> | 項目   | 基準 | 職員の配置 | 1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として知事が別に定める場合にあつては、学習指導員又は調理員を置かないことができる。<br>(1)・(2) 略<br>(3) 児童指導員又は保育士<br><u>（鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。）</u> | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td>                             1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として知事が別に定める場合にあつては、学習指導員又は調理員を置かないことができる。<br/>                             (1)・(2) 略<br/>                             (3) 児童指導員又は保育士                         </td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 基準 | 職員の配置 | 1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として知事が別に定める場合にあつては、学習指導員又は調理員を置かないことができる。<br>(1)・(2) 略<br>(3) 児童指導員又は保育士 |
| 項目  | 基準   |    |       |  |  |    |    |       |   |
| 職員の配置   | 1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として知事が別に定める場合にあつては、学習指導員又は調理員を置かないことができる。<br>(1)・(2) 略<br>(3) 児童指導員又は保育士<br><u>（鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。）</u> |    |       |  |  |    |    |       |   |
| 項目  | 基準   |    |       |  |  |    |    |       |   |
| 職員の配置   | 1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として知事が別に定める場合にあつては、学習指導員又は調理員を置かないことができる。<br>(1)・(2) 略<br>(3) 児童指導員又は保育士                                  |    |       |  |  |    |    |       |   |

|         |   |         |  |
|---------|---|---------|--|
|         | (4)～(8) 略<br>2 略  |         | (4)～(8) 略<br>2 略   |
| 略       |   | 略       |  |
| 入所者の支援等 | 1～8 略<br>9 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。 | 入所者の支援等 | 1～8 略<br>9 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。 |
| 略       |   | 略       |  |

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第5条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の2) 略</p> <p>(15の3) 児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく<u>保育士登録</u> 1件につき4,200円</p> <p>(15の4)・(15の5) 略</p> <p>(15の6) <u>児童福祉法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の実施</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>筆記試験及び実技試験の全部を免除するもの</u> 1件につき2,400円</p> <p>イ <u>その他のもの</u> 1件につき12,700円</p> <p>(15の7) <u>前号に規定する地域限定保育士試験に合格したことを証する書類の再交付</u> 1件につき650円</p> <p>(15の8) <u>児童福祉法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士登録</u> 1件につき4,200円</p> <p>(16) <u>児童福祉法施行令第20条の6の規定により読み替えて準用する同令第17条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の書換え交付</u> 1件につき1,600円</p> <p>(17) <u>児童福祉法施行令第20条の6の規定により読み替えて準用する同令第18条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の再交付</u> 1件につき1,100円</p> <p>(18) 略</p> | <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の2) 略</p> <p>(15の3) 児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく<u>保育士の登録</u> 1件につき4,200円</p> <p>(15の4)・(15の5) 略</p> <p>(15の6) 略</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>(19)～(329) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(5の2) 児童福祉法第18条の32第1項の規定により知事の指定する者に地域限定保育士試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第15号の6の手数料 地域限定保育士試験の実施に関する事務を行う者</u></p> <p><u>(5の3)</u> 略</p> <p>(6)～(17) 略</p> | <p><u>(16)から(18)まで 削除</u></p> <p>(19)～(329) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(5の2)</u> 略</p> <p>(6)～(17) 略</p> |
|--|---|

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第14号**

鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(営業許可証等)</p> <p>第5条 知事は、法第55条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し、当該許可を受けたことを証する書面（以下「許可証」という。）を交付するものとする。この場合において、当該許可業者が自動車、自動販売機又は全自動調理機（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第19第5号口に規定する全自動調理機をいう。以下同じ。）により営業を行う者（以下「自動車業者等」という。）であるときは、併せて、当該自動車、自動販売機又は全自動調理機ごとに当該許可に係る標識（以下「許可標識」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 許可業者は、自らが許可業者であることを客に示すため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自動車業者等 前項後段の規定により交付された許可標識をその営業に使用する全ての自動車、自動販売機及び全自動調理機の見やすい箇所に貼り付けること。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 共通基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 略</p> <p>イ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又</p> | <p>(営業許可証等)</p> <p>第5条 知事は、法第55条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し、当該許可を受けたことを証する書面（以下「許可証」という。）を交付するものとする。この場合において、当該許可業者が自動車又は自動販売機により営業を行う者（以下「自動車業者等」という。）であるときは、併せて、当該自動車又は自動販売機ごとに当該許可に係る標識（以下「許可標識」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 許可業者は、自らが許可業者であることを客に示すため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自動車業者等 前項後段の規定により交付された許可標識をその営業に使用する全ての自動車及び自動販売機の見やすい箇所にはり付けること。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 共通基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 略</p> <p>イ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又</p> |

は茶菓を客に飲食させる営業を含む。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。)

をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

(ア)～(エ) 略

ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。2の項第1号アにおいて同じ。)及び同条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車において販売をする場合にあっては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。

エ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3号ク、ケ、シ、ス、タ及びチ並びに前号キの基準を適用しない。

オ 略

カ 略

キ 略

ク 略

(6) 略

2 個別基準

(1) 飲食店営業

ア 自動車において調理をする場合にあっては、使用目的及び業務能力に応じた十分な量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 施設(全自動調理機を含む。(イ)及び(カ)において同じ。)の全体の衛生状況を確保するための監視設備を有すること。

(イ) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

(ウ) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

は茶菓を客に飲食させる営業を含む。)をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

(ア)～(エ) 略

ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合及び同条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車において販売をする場合にあっては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。

エ 略

オ 略

カ 略

キ 略

(6) 略

2 個別基準

(1) 飲食店営業

自動車において調理をする場合にあっては、使用目的及び業務能力に応じた十分な量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

|   |   |
|---|---|
| <p>(エ) <u>全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。</u></p> <p>(オ) <u>全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。</u></p> <p>(カ) <u>施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 食肉処理業<br/>ア～オ 略</p> <p>カ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則別表第17第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。</p> <p>(ウ)・(エ) 略</p> <p>キ 略</p> <p>(10)～(30) 略</p> <p>3・4 略</p> | <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 食肉処理業<br/>ア～オ 略</p> <p>カ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。</p> <p>(ウ)・(エ) 略</p> <p>キ 略</p> <p>(10)～(30) 略</p> <p>3・4 略</p> |
|---|---|

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第15号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後         |            | 改 正 前              |            |
|---------------|------------|--------------------|------------|
| 別表第1（第2条の2関係） |            | 別表第1（第2条の2関係）      |            |
| 名称            | 位置         | 名称                 | 位置         |
| 略             |            | 略                  |            |
| 杉の香団地         | 八頭郡智頭町大字坂原 | 杉の香団地              | 八頭郡智頭町大字坂原 |
|               |            | <b>土師百井団地</b>      | 八頭郡八頭町土師百井 |
| 略             |            | 略                  |            |
| 大野団地          | 東伯郡北栄町国坂   | 大野団地               | 東伯郡北栄町国坂   |
|               |            | <b>栄第1団地</b>       | 東伯郡北栄町亀谷   |
| 略             |            | 略                  |            |
| 夕日ヶ丘団地        | 境港市夕日ヶ丘一丁目 | 夕日ヶ丘団地             | 境港市夕日ヶ丘一丁目 |
|               |            | <b>浜の上第1団地</b>     | 西伯郡大山町御崎   |
| 法勝寺団地         | 西伯郡南部町倭    | 法勝寺団地              | 西伯郡南部町倭    |
|               |            | <b>伯南第1団地</b>      | 日野郡日南町三栄   |
|               |            | <b>伯南第2団地</b>      | 日野郡日南町霞    |
| 別表第2（第26条関係）  |            | 別表第2（第26条関係）       |            |
| 名称            | 管理を行わせる者   | 名称                 | 管理を行わせる者   |
| 略             |            | 略                  |            |
| 船岡団地 隼団地      | 八頭町        | <u>土師百井団地</u> 船岡団地 | 八頭町        |
|               |            | 隼団地                |            |
| 略             |            | 略                  |            |
| 大野団地 栄第2団地    | 北栄町        | 大野団地 <u>栄第1団地</u>  | 北栄町        |
|               |            | 栄第2団地              |            |
| 陰田団地          | 米子市        | 陰田団地               | 米子市        |
|               |            | <b>浜の上第1団地</b>     | 大山町        |
| 法勝寺団地         | 南部町        | 法勝寺団地              | 南部町        |
|               |            | <b>伯南第1団地 伯南第2</b> | 日南町        |
|               |            | <b>団地</b>          |            |
| 略             |            | 略                  |            |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第16号**

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和44年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、県営土地改良事業（法第87条の3第1項（<u>法第96条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）を施行する場合には、当該事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものから分担金を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第5条 県は、規則で定める県営土地改良事業（機構関連事業、法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業及び法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、法第113条の3第3項の規定による当該県営土地改良事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途（法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下同じ。）に供するため所有権の移転等（<u>法第36条の3第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下この項において同じ。</u>）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> | <p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、県営土地改良事業（法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）を施行する場合には、当該事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものから分担金を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第5条 県は、規則で定める県営土地改良事業（機構関連事業、法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業及び法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、法第113条の3第3項の規定による当該県営土地改良事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途（法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下<u>この項において同じ。</u>）に供するため所有権の移転等（<u>法第36条の2第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下この項において同じ。</u>）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> |

2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項第1号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）から第3号までのいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項（法第96条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、法第113条の3第3項の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞれ法第91条の2第6項第1号から第3号までのいずれかに定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、農地中間管理機構に対し農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する法第87条の3第1項第1号に規定する農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であって、引き続き当該委託の解除に係る土地に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、当該農業経営等の委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上である場合は、この限りでない。

3・4 略

（特別徴収金の額）

第6条 前条第1項の規定により徴収する特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額に特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額から、当該土地改良事業につき徴収する分担金の額並びに法第91条第2項及び第6項の規定による市町村負担金の額に当該割合を乗じて得た額を控除して得た額（当該土地が目的外用途に供されることに伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該目的外用

2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項第1号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第2号に掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、法第113条の3第3項の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞれ法第91条の2第6項第1号又は第2号のいずれかに定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、農地中間管理機構に対し農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する法第87条の3第1項第1号に規定する農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であって、引き続き当該委託の解除に係る土地に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、当該農業経営等の委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上である場合は、この限りでない。

3・4 略

（特別徴収金の額）

第6条 前条第1項又は第2項の規定により徴収する特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額に特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額から、当該土地改良事業につき徴収する分担金の額並びに法第91条第2項及び第6項の規定による市町村負担金の額に当該割合を乗じて得た額を控除して得た額（当該土地が目的外用途（法第91条の2第1項又は第6項第1号イに規定する目的外用途をいう。）に供されることに伴い遊休化する施設を目

|  |  |
|--|--|
| <p>途に供された土地に係るものを控除した額) の範囲内で、知事が定める額とする。</p> <p><u>2 前条第2項の特別徴収金の額については、前項の規定を準用する。</u></p> | <p>外的の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該目的外用途に供された土地に係るものを控除した額) の範囲内で、知事が定める額とする。</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県採石条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県採石条例の一部を改正する条例

鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後                          |  | 改 正 前                          |   |
|--------------------------------|--|--------------------------------|---|
| 別表第1（第5条、第7条、第8条関係）<br>採石認可の基準 |  | 別表第1（第5条、第7条、第8条関係）<br>採石認可の基準 |   |
| 項目                             | 基準   | 項目                             | 基準  |
| 略                              |  | 略                              |   |
| 6 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項   | (1) 採石場への関係者以外の進入、土砂崩れ、騒音等（騒音、振動、粉じん又は飛石をいう。以下同じ。）、廃土又は廃石の流出等の防止、保全区域の設定、火薬の使用、採取をした岩石の管理等について、次に掲げる事項が定められていること。<br>ア～シ 略<br>ス 火薬を使用するときは、次に掲げる措置を行うこと。<br>(ア) <u>あらかじめ定めた危険区域</u> に <u>関係者以外</u> の進入を防止する <u>措置を講ずること</u> 。<br>(イ)・(ウ) 略<br>セ・ソ 略<br>(2)～(4) 略 | 6 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項   | (1) 採石場への関係者以外の進入、土砂崩れ、騒音等（騒音、振動、粉じん又は飛石をいう。以下同じ。）、廃土又は廃石の流出等の防止、保全区域の設定、火薬の使用、採取をした岩石の管理等について、次に掲げる事項が定められていること。<br>ア～シ 略<br>ス 火薬を使用するときは、次に掲げる措置を行うこと。<br>(ア) <u>あらかじめ危険区域を定め</u> <u>て見張人を配置し</u> 、 <u>関係者以外</u> の進入を防止すること。<br>(イ)・(ウ) 略<br>セ・ソ 略<br>(2)～(4) 略 |
| 略                              |  | 略                              |   |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第18号**

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後  |  |  |           | 改 正 前  |  |                                       |       |
|--|--|--|-----------|--|--|---------------------------------------|-------|
| <p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> |  |  |           | <p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> |  |                                       |       |
| 貸付金の種類   |  | 免除の条件  | 免除の範囲     | 貸付金の種類   |  | 免除の条件                                 | 免除の範囲 |
| 略  |  |  |           | 略  |  |                                       |       |
| 医師   | 県内における   | 略  |           | 医師   | 県内における                                   | 略                                     |       |
| 海外<br>留学<br>資金<br>貸付<br>金  | 医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとするものに対して貸し付ける資金 | 3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。 | 債務の全部又は一部 | 医師   | 県内における                                   | 略                                     |       |
| 海外<br>留学<br>資金<br>貸付<br>金  | 医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとするものに対して貸し付ける資金 | 3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。 | 債務の全部又は一部 | 医師   | 県内における                                   | 略                                     |       |
| 教員<br>養成<br>奨学<br>金  | 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下   | 1 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年（災害、                            | 債務の全部     | 教員<br>養成<br>奨学<br>金  | 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下 | 1 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年（災害、 | 債務の全部 |

|  |  |                  |  |  |  |  |  |
|--|--|------------------|--|--|--|--|--|
| <p>この項において「県内学校」という。)における教員の確保及び質の向上に資するため、鳥取大学において教員の免許状の授与の所要資格を得ようとする者(県内学校の教員を確保するために設置される特別の入学枠により入学した者に限る。)で、将来県内学校において教員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p> | <p>疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。</p>    |                  |  |  |  |  |  |
|  | <p>2 県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p> |                  |  |  |  |  |  |
|  | <p>3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事することができなくなったとき。</p>              | <p>債務の全部又は一部</p> |  |  |  |  |  |

| 略   | 略  |
|---|--|
| <p>備考</p> <p>1 介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄第1号及び教員養成奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。</p> <p>2～10 略</p> | <p>備考</p> <p>1 介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。</p> <p>2～10 略</p> |

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第19号**

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員(前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、<u>産業教育手当</u>、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあっては、第16条の14の定めるところによる。</p> <p>第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、前条第2項から第4項まで、第6項、第7項及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算</p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員(前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあっては、第16条の14の定めるところによる。</p> <p>第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、前条第2項から第4項まで、第6項、第7項及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)</p> |

出率」という。) を乗じて得た額とする。

## 2 略

### (産業教育手当)

第11条の2 産業教育手当は、農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習を担当する主幹教諭、指導教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2 前項に規定する高等学校の実習助手であって人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

3 前2項に規定する産業教育手当の月額は、18,000円（定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては、11,000円）とする。

4 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつては、前項に規定する額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、月額12,600円（定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては、7,700円））にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

### 第11条の3 削除

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

## 第16条 略

を乗じて得た額とする。

## 2 略

### 第11条の2及び第11条の3 削除

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

## 第16条 略

2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額、産業教育手当の月額、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額及び特勤手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

#### 附 則

1～8 略

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項及び第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定の適用を受ける職員に対する第11条の2第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「18,000円」とあるのは「12,600円」と、「11,000円」とあるのは「7,700円」とする。

11 前2項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1)～(4) 略

12 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特

2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額及び特勤手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

#### 附 則

1～8 略

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項及び第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1)～(4) 略

11 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特

定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第14項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 略

14 略

15 附則第13項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第13項中「前項」とあるのは「第14項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第12項及び第13項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第12項、第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第12項、第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条の4第5項（第16条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第16条の4第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

19 略

定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第13項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 略

13 略

14 附則第12項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第12項中「前項」とあるのは「第13項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第11項及び第12項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第11項、第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第11項、第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条の4第5項（第16条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第16条の4第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 略

|  |  |
|--|--|
| <p>20 附則第9項から前項までに定めるもののほか、<br/>附則第9項の規定による給料月額、<u>附則第12項</u>の<br/>規定による給料その他附則第9項から前項までの<br/>規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則<br/>で定める。</p> <p>21 略</p> <p>22 略</p> | <p>19 附則第9項から前項までに定めるもののほか、<br/>附則第9項の規定による給料月額、<u>附則第11項</u>の<br/>規定による給料その他附則第9項から前項までの<br/>規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則<br/>で定める。</p> <p>20 略</p> <p>21 略</p> |
|--|--|

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(夜間定時制業務兼務手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、授業1時間につき<u>1,300円</u>とする。</p> <p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が種雄牛馬若しくは種雄豚の自然交配若しくは精液の採取若しくはこれらの作業の準備のため種雄牛馬若しくは種雄豚を御する作業に従事したとき、又は恒温室において精液の保存処理の作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所(治山工事、防災工事、橋りょう工事その他の土木工事にあつては、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所に限る。以下この号において「高所」という。)で行う工事の監督、検査、測量若しくは<u>調査</u>その他これに類する業務又は高所で行う大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づくばい煙若しくは粉じんの測定の業務に従事したとき。</p> <p>(2)~(4) 略</p> | <p>(夜間定時制業務兼務手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、授業1時間につき<u>600円</u>とする。</p> <p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 畜産試験場若しくは中小家畜試験場又は<u>倉吉農業高等学校</u>に勤務する職員が種雄牛馬若しくは種雄豚の自然交配若しくは精液の採取若しくはこれらの作業の準備のため種雄牛馬若しくは種雄豚を御する作業に従事したとき、又は恒温室において精液の保存処理の作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所(治山工事、防災工事、橋りょう工事その他の土木工事にあつては、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所に限る。以下この号において「高所」という。)で行う工事の監督、検査、測量、<u>調査</u>若しくは<u>実習の指導</u>その他これに類する業務又は高所で行う大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づくばい煙若しくは粉じんの測定の業務に従事したとき。</p> <p>(2)~(4) 略</p> |

2・3 略

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(5) 略

(6) 高等学校において行われる実習に係る業務（科目の特殊性に基づき特に必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号から第4号までの業務 次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 1時間以上2時間未満 1,300円
- イ 2時間以上3時間未満 2,600円
- ウ 3時間以上4時間未満 3,900円
- エ 4時間以上5時間未満 5,200円
- オ 5時間以上6時間未満 6,500円
- カ 6時間以上 7,800円

(3) 前項第5号の業務 業務に従事した日1日につき1,300円

(4) 前項第6号の業務 業務に従事した日1日につき300円

3 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定

2・3 略

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる業務のうち勤務時間が割り振られている日（休日等に当たる日を除く。）の午後8時から翌日の午前8時までの間又は週休日若しくは休日等に行われるもの  
ア 農場等の管理業務  
イ 家畜及び家畜舎等の管理業務  
ウ 家畜等の分娩の補助に係る業務

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務 次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 1時間以上2時間未満 900円
- イ 2時間以上3時間未満 1,800円
- ウ 3時間以上4時間未満 2,700円
- エ 4時間以上5時間未満 3,600円
- オ 5時間以上6時間未満 4,500円
- カ 6時間以上 5,400円

(3) 前項第5号の業務 業務に従事した日1日につき900円

3 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| めるものの職務を担当する指導教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。 |  | めるものの職務を担当する指導教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。 |  |
| 小学校   | 教務主任、学年主任、保健体育主事、 <u>研修主事</u> 、生徒指導主事又は人権教育主任                  | 小学校   | 教務主任、学年主任、保健体育主事又は人権教育主任                         |
| 中学校又は義務教育学校                                       | 教務主任、学年主任、保健体育主事、 <u>研修主事</u> 、生徒指導主事、進路指導主事又は人権教育主任           | 中学校又は義務教育学校                                       | 教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事又は人権教育主任           |
| 高等学校  | 教務主任、学年主任、保健体育主事、 <u>研修主事</u> 、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主任、学科主任又は農場長  | 高等学校  | 教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主任、学科主任又は農場長  |
| 特別支援学校  | 教務主任、学年主任、保健体育主事、 <u>研修主事</u> 、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主任、学科主任又は寮務主任 | 特別支援学校  | 教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主任、学科主任又は寮務主任 |
| 2 略   |  | 2 略   |  |

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (給与条例の適用除外等)<br>第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5、 <u>第11条の2</u> 、第11条の6、第13条から第15条まで及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。<br>2 略 | (給与条例の適用除外等)<br>第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5、第11条の6、第13条から第15条まで及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。<br>2 略 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)及び暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第11条の2第4項の規定を適用する。